

わが国農業における兼業深化の機構

杉上忠幸

- I はしがき
- II 兼業深化の様相
- III 兼業深化の機構
 - 1. 兼業農家の諸類型
 - 2. 兼業深化の諸段階と諸軌道
 - 3. 兼業の深化と農家の離農
 - 4. 兼業の深化と農民層の分化
- IV 兼業深化の農業地域別考察
- V むすび

I. は し が き

いうまでもなく、資本による賃労働の把握は資本主義経済における再生産構造の中核である。しかがって、このような資本主義経済における再生産構造の変化は、当然、一方では資本蓄積における変化として、他方では労働力需給における変化としてあらわれる。

1956年以後のいわゆる高度経済成長はわが国資本主義の再生産構造にこれら二つの点においてかなりの変化をもたらした。すなわち、周知のように、56年以降の設備投資の急増と60年ないし61年以降の労働力需給基調の急変とがこれである⁽¹⁾。56年以降急速に拡張された設備投資はわが国経済に高い成長をもたらしたが、その結果、労働力需給は60年ないし61年を境に、豊富から不足へ急変した。その結果、そこでは生産性の低い農業から生産性の相対的に高い非農業へ労働力のはげしい流出がおきていた。

農業からの労働力流出は、それが急激であればあるほど、農家の離農がふえ、農業における兼業化が深まるのは当然であり、したがって農民層分化(分解)の形態にも変化がおきることになる。農業生産では、その生産手段と労働力は農家を媒介として経営において結合されているのだから、農家におけるこれらの変化は、農業の再生産構造に基本的な変化をひきおこすことになる。1955年以後の日本資本主義における再生産構造の変化は農業からは

げしく労働力を流出させることによって、わが国農業のそれにも大きな変化をもたらしつつあると見てよからう。

本稿はかかる視点から、わが国農業における兼業の深化が農家の離農増加および農民層分化（分解）の下降局面の形態変化といかなるメカニズムにおいて関連するものであるかを明らかにすることを目的としている。あわせて、兼業の深化における実態の解明こそが当面のわが国農業における諸問題をときあかす一つの重要な鍵であることをも強調するものである。

〔註〕(1) この点については、例えば労働省編「昭和41年版労働白書」などを参照されたい。

II. 兼業深化の様相

農業における兼業深化の様相は二つの視点から把握しなければならない。一つは農業における兼業化の程度であり、他の一つはその方向である。兼業化の程度は専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家それぞれの増減を検討することによって把握することができるし、兼業化の方向は兼業内容の消長を検討することによって把握することができる。わが国における兼業農家の増減や農業における兼業内容の消長が日本資本主義の展開過程と密接に関連して変遷してきたことは周知のところである。

専業・兼業別農家数の変遷をみると表1のとおりである。第二次世界大戦がすすむにつれて第1種兼業農家（農家経済は主に農業収入に依存しているが兼業収入をもあわせて取得している農家）が各地にあらわれたが、それは工業労働者の不足と工場の地方分散の結果であった。だが、戦後の重工業の崩壊期には非農業における雇傭機会の縮小と農業生産の一時的な相対的有利性によって、兼業農家が大巾に減少し、かわって専業農家が増加した。しかし、鉱工業生産が回復し、やがて戦前水準を上回るにつれて、ふたたび兼業農家の増加がはげしくなり、専業農家は大きく減少しはじめた。とくに1955年以後に、日本資本主義が設備投資の急増によっていちじるしい拡大再生産の時期をむかえるにいたって、農家人口の非農業への就業機会が多くなり、第2種兼業農家（農家経済が農業収入よりは兼業収入に大きく依存しているような農家）が急速に増加してきている。1965年農業センサスによれば都府県では第2種兼業農家は農家総数の実に42%におよんでおり、また、第1種兼業農家も農家総数の37%に達しており、専業農家はわずかに農家総数の20%にすぎない。このことはわが国農業における最近の兼業化がきわめてはげ

わが国農業における兼業深化の機構

表1 専業兼業別農家数の変遷 (単位：戸、%)

年次	農家総数	専業農家数	兼業農家数			
			総数	第1種兼業農家	第2種兼業農家	
都府県	1938年	5,159,905	2,304,175	2,855,730	1,614,466	1,241,264
	1941	5,225,981	2,153,760	3,072,221	1,969,047	1,103,174
	1947	5,701,651	3,163,293	2,538,358	1,636,713	901,645
	1950	5,930,662	2,963,589	2,967,073	1,710,840	1,256,233
	1955	5,806,105	2,005,635	3,800,470	2,203,775	1,596,695
	1960	5,822,996	1,960,339	3,862,657	1,984,448	1,878,209
	1965	5,465,794	1,118,827	4,346,967	2,033,731	2,313,236
北海道	1938	195,858	116,726	79,132	26,261	52,871
	1941	185,680	91,057	94,623	49,819	44,804
	1947	207,576	111,276	96,300	47,386	48,914
	1950	245,757	122,788	122,969	42,264	80,705
	1955	236,770	99,875	136,895	70,635	66,260
	1960	233,634	117,785	115,849	51,882	63,967
	1965	198,969	99,896	99,073	46,932	52,141
都府県	1938	100.0	44.6	55.3	31.2	24.0
	1941	100.0	41.2	58.7	37.6	21.1
	1947	100.0	55.4	44.5	28.7	15.8
	1950	100.0	49.9	50.0	28.8	21.1
	1955	100.0	34.5	65.5	38.0	27.5
	1960	100.0	33.7	66.3	34.1	32.3
	1965	100.0	20.5	79.5	37.2	42.3
北海道	1938	100.0	59.6	40.4	13.4	27.0
	1941	100.0	49.0	51.0	26.8	24.1
	1947	100.0	53.6	46.4	22.8	23.6
	1950	100.0	50.0	50.0	17.2	32.8
	1955	100.0	42.2	57.8	29.8	28.0
	1960	100.0	50.4	49.6	22.2	27.4
	1965	100.0	50.2	49.8	23.6	26.2

農林省「1960年世界農林業センサス」、農林省「1965年農業センサス」による。

しくすすんでいること、そして兼業化の程度がきわめていちじるしいものであることを明白にしめしているといえる。ただ、北海道においてはそれはかなり異なっている。例えば、北海道では55年以後の日本資本主義における拡大再生産がはげしくすすんだ時期でさえ、専業農家の農家総数に対する割合

わが国農業における兼業深化の機構

表2 家としての兼業

		1941	1947	1955	1960		
都府	兼業農家総数	3,072,221	2,538,358	3,800,470	3,862,657		
	第1種兼業農家	合計	1,969,047	1,636,713	2,203,775	1,984,448	
		やとわれ兼業	小計	1,071,042	964,751	1,364,175	1,387,206
			恒常的職員勤務 恒常的賃労働 出人夫・日	137,199	267,478	408,525	374,826
				772,817	613,860	381,320	483,641
				161,026	83,413	77,125	75,513
自営兼業	898,005	671,962	497,205	453,225			
県	兼業農家総数	1,103,174	901,645	1,596,695	1,878,209		
	第2種兼業農家	合計	636,234	544,641	910,755	1,217,670	
		やとわれ兼業	小計	119,698	176,751	375,320	449,182
			恒常的職員勤務 恒常的賃労働 出人夫・日	437,904	324,276	353,265	486,024
				78,632	43,614	24,375	28,070
				158,605	158,605	254,394	254,394
自営兼業	466,940	357,004	685,940	660,539			
北海道	兼業農家総数	94,623	96,300	136,895	115,849		
	第1種兼業農家	合計	49,819	47,386	70,635	51,882	
		やとわれ兼業	小計	29,658	27,269	56,690	42,300
			恒常的職員勤務 恒常的賃労働 出人夫・日	2,080	3,720	5,990	7,669
				24,238	21,293	8,115	9,005
				3,340	2,256	8,835	3,893
自営兼業	20,161	20,117	33,750	21,733			
第2種兼業農家	合計	44,804	48,914	66,260	63,967		
	やとわれ兼業	小計	16,550	20,871	28,550	33,035	
		恒常的職員勤務 恒常的賃労働 出人夫・日	2,424	7,101	9,620	8,879	
			12,163	11,679	10,690	12,130	
			1,963	2,091	2,415	2,830	
自営兼業	28,254	28,043	5,825	9,196			
	自営兼業	28,254	28,043	37,710	30,932		

農林省「1960年世界農林業センサス」、農林省「1965年農業センサス」による。

わが国農業における兼業深化の機構

種 類 別 農 家 数

(単位：戸，%)

1965	1941	1947	1955	1960	1965
4,346,967	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2,033,731	64.1	64.5	58.0	51.5	46.8
1,776,388	34.9	38.0	35.9	35.9	40.9
380,988	4.5	10.5	10.7	9.7	8.8
443,648			10.0	12.5	10.2
225,293	25.2	24.2	2.0	2.0	5.2
726,459	5.2	3.3	13.1	11.7	16.7
257,343	29.2	26.5	22.1	15.4	5.9
2,313,236	35.9	35.5	42.0	48.7	53.2
1,772,076	20.7	21.4	23.9	31.5	40.8
636,622	3.9	7.0	9.9	11.6	14.6
608,152	14.3	12.8	9.3	12.6	14.0
141,552			0.6	0.7	3.3
385,750	2.6	1.7	4.2	6.6	8.9
541,160	15.2	14.1	18.1	17.1	12.4
99,073	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
46,932	52.6	49.2	51.6	44.8	47.3
43,291	31.4	28.3	41.4	36.5	43.7
9,445	2.2	3.9	4.4	6.6	9.5
7,266			5.9	7.8	7.3
8,866	25.6	22.1	6.5	3.4	8.9
17,714	3.5	2.3	24.7	18.7	17.9
3,641	21.3	20.9	10.2	8.3	3.7
52,141	47.4	50.8	48.4	55.2	52.7
29,522	17.5	21.7	20.9	28.5	29.8
8,363	2.6	7.4	7.0	7.7	8.4
5,241			7.8	10.5	5.3
6,568	12.8	12.1	1.8	2.4	6.6
9,350	2.1	2.2	4.3	7.9	9.4
22,619	29.9	29.1	27.5	26.7	22.9

わが国農業における兼業深化の機構

はむしろ増加傾向をしめしているものであり、1965年においてもなお、北海道における専業農家は農家総数の50%におよんでいるのである。

表2の兼業種類別農家数の変遷によって農業の兼業化におけるその内容の消長を検討すれば次のようになる。すなわち、もっとも特徴的なことはやとわれ兼業農家がはげしく増加してきていることであるが、これは農業人口の賃労働者化を媒介として資本が農業をはげしくとらえていることにはかならない。しかもこの傾向は第2種兼業農家において一層特徴的である。第2種兼業農家では、とくに恒常的職員勤務を兼業とする農家と恒常的賃労働勤務を兼業とする農家の増加が大きい。これに対して第1種兼業農家では、むしろ、恒常的職員勤務や恒常的賃労働勤務を兼業とする農家がやや減少傾向をしめしており、人夫・日雇を兼業とする農家の増加がめだっている。このような内容をもつやとわれ兼業の増加に対して、自営兼業は一貫して減少しているが、それは第1種兼業農家においてとくにはげしい。1965年の農業センサスによって兼業農家総数に対するそれぞれの兼業農家の割合をみると次のようになる。第1種兼業農家でやとわれ兼業のものは41%、第2種兼業農家でやとわれ兼業のものも41%で、後者の最近における増加はいちじるしい。第2種兼業農家では恒常的職員勤務が15%、恒常的賃労働が14%、第1種兼業農家では人夫・日雇が17%でとくにめだち、第1種兼業農家の自営兼業はわずかに6%、第2種兼業農家のそれも12%で減少している。

このように、最近のわが国農業におけるはげしい兼業化は資本による農業人口の賃労働者化としてのやとわれ兼業の方向にむかってすすんでおり、とくにそのなかでも第1種兼業農家における人夫・日雇の増加、第2種兼業農家での就業条件の比較的めぐまれた恒常的やとわれ兼業の増加がその主流をなしているといえる。北海道でもほぼ同じ傾向が認められるが、恒常的やとわれ兼業の増加がむしろ停滞的であることは府県に比べて特異であるといわざるを得ない。

III. 兼業深化の機構

農民層分解の分析は農民層を生産手段の私有と労働力の売買を指標にして階層的に類型化することからはじめねばならないが、兼業深化のメカニズムの解明も農民層を農家経済の兼業依存の程度と兼業内容の種類を指標にして類型化することからはじまる。前者における農民層の類型化が農民層分解の機構を解明する最初の手続きであるように、後者における農民層の類型化は

兼業深化の機構をあきらかにする最初の鍵となるからである。

1. 兼業農家の諸類型

兼業農家の類型化は農家経済の兼業収入依存の程度と兼業内容の種類によってなされねばならない。農家の兼業化はあきらかに農民層分解の下降局面と脱農局面にふくまれるべき現象であり、そこでは使用価値を生産する自家労働の、価値を生産する賃労働への転化が分析視角の中心でなければならない。農家経済の兼業収入依存度の増大や農家のやとわれ兼業化は農家の自家労働が賃労働化していく過程にほかならないからである。

かくして、兼業農家は次のように四つの範疇に類型化される。

第1類型 専門的兼業農家というべきである。第1種兼業農家の上層、経営面積が都府県ではほぼ1町5反以上層（60年以前はほぼ1町以上層）がこれである。この類型の農家は表3に示すように経営面積、投下固定資本量、投下労働量、労働生産性と土地生産性の水準、商品化率、農業所得の大きさにおいて専門農家の上層すなわち1町5反以上層とほとんど変わらない。だから、その経営内容からみてこの類型の農家は実は専門農家の上層だといえることができる。しかも、農業現金所得（農業現金収入－農業現金支出）をもって充分に家計現金支出をまかなうことができるし、生活水準は専門農家上層とかかわらぬかやや高めである（表4参照）。だから、この類型の農家にとって兼業収入はそれがどんなに多額でも本質的には付加的意味しかない。ただ、世帯員数が比較的多いので余剰労働力が農外に在宅就業しているものである。兼業内容は恒常的賃労働や職員勤務、臨時的賃労働など多岐にわたっているが（表5参照）、兼業従事者が比較的良好労働条件や安定した就業機会にめぐまれて自給した生活を営むようになるか、あるいは臨時的就業機会が消滅して兼業従事者が再び農業経営に還流した場合には専門農家に還元されることになる。農林省の新しい専門兼業区分ではこの類型の農家はほとんどが専門農家として分類されている。

第2類型 過渡的兼業農家というべきである。第1種兼業農家中下層、すなわち都府県では1町5反以下層（60年以前はほぼ1町以下層）がそれである。この類型の農家は第1類型の農家にくらべて経営面積をはじめとする経営構造が劣っており（表3参照）、農業所得もすくない。だから農業現金所得で家計現金支出をまかなうことができず、兼業収入は農家経済にとって必要不可欠のものである（表4参照）。しかもその生活水準は高いということとはできない。だから、この類型の農家には機会にめぐまれれば内容のいか

わが国農業における兼業深化の機構

表 3-1 専業・兼業農家の農業経営の内容

(昭和38年) (都府県)

農家類型		農 業 日 数	経 営 耕 地面積	農 業 定 本	農 業 所 得	10 時 間 当 り 純 生 産	反 当 り 農 業 純 生 産	商 品 化 率	
		日	畝	千円	千円	円	千円	%	
専業農家	本来的 専業類型	2町以上 1.5町~1.2町	699.6 621.5	256.6 172.6	910.3 815.2	733.3 564.1	1,260 1,069	29.9 33.6	84.5 82.8
	第二類型	1町~1.5町 5反~1町	554.2 449.9	124.8 80.0	706.0 562.6	442.3 325.6	934 845	36.3 41.7	81.0 80.2
	予備軍	5反未満	305.7	38.6	297.4	174.2	677	46.3	78.7
兼業農家	第一類型	2町以上 1.5町~2町	676.2 573.3	249.8 171.2	943.3 730.1	722.7 546.9	1,292 1,126	30.3 32.8	82.8 80.8
	第二類型	1町~1.5町 5反~1町 5反未満	473.5 384.2 283.9	123.8 81.1 40.6	623.8 476.7 346.5	432.0 319.3 243.9	1,060 965 1,015	35.7 40.1 60.9	78.8 75.8 78.5
兼業農家	第三類型	臨時的賃労働	230.9	56.8	280.7	123.3	627	22.4	57.3
	第四類型	恒常的賃労働 職員勤務 自営兼業	205.3 196.0 221.0	50.7 50.9 57.6	257.5 275.4 291.7	122.9 125.7 124.2	731 773 690	25.1 25.9 22.7	59.0 60.4 58.5

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

表 3-2 専業・兼業農家の農業経営の内容

(昭和38年) (北海道)

農家類型		農 業 日 数	経 営 耕 地面積	農 業 定 本	農 業 所 得	10 時 間 当 り 純 生 産	反 当 り 農 業 純 生 産	商 品 化 率	
		日	畝	千円	千円	円	千円	%	
専業農家	本来的 専業類型	10町以上 7町~10町 5町~7町	801.6 706.1 653.0	1,351.6 834.4 592.7	1,565.0 1,316.2 1,353.6	907.7 770.4 699.8	1,385 1,324 1,297	7.3 10.1 12.7	89.3 86.8 84.3
	第二類型	3町~5町 2町~3町	585.7 462.7	406.8 260.3	987.2 790.4	667.6 524.7	1,323 1,301	17.7 21.2	86.9 87.9
	予備軍	2町以下	448.9	151.0	394.0	312.2	790	21.8	76.2
兼業農家	第一類型	5町以上 3町~5町	802.2 635.5	793.1 403.2	1,642.6 1,215.9	833.4 644.5	1,322 1,174	11.5 17.1	81.9 83.4
	第二類型	2町~3町	372.5	262.2	1,036.1	483.9	1,483	19.1	76.0
兼業農家	第三類型	臨時的賃労働	167.8	92.3	212.0	55.1	411	6.1	83.3
	第四類型	恒常的賃労働 職員勤務 自営兼業	229.0 216.8 200.0	132.4 186.9 133.5	306.3 360.4 308.6	171.3 216.3 68.6	873 1,311 442	13.6 12.9 5.7	68.0 94.5 69.8

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

わが国農業における兼業深化の機構

表 4-1 専業・兼業農家の農家経済と生活水準

(昭和38年：都府県) (単位：千円，%)

農 家 類 型			農業現金 所得 (A)	家計現金 支出 (B)	(A)-(B)	農外現金 所得	1人当り 家計費	エンゲル 係数
専業 農家	本来的 専業類型	2町以上	676.6	481.3	195.3	75.2	99.8	37.5
		1.5町～2町	503.6	384.1	179.5	86.4	89.0	39.0
	第二類型 予備軍	1町～1.5町	378.7	346.9	31.8	84.8	86.6	39.2
		5反～1町	266.0	295.5△	29.5	88.0	83.0	40.5
		5反未満	125.2	268.3△	143.1	76.1	93.8	37.8
第一種 兼業農家	第一類型	2町以上	647.5	560.5	87.0	241.8	104.0	36.7
		1.5町～2町	473.5	462.4	11.1	242.3	96.0	36.8
	第二類型	1町～1.5町	352.7	408.4△	55.7	225.8	93.4	37.5
		5反～1町	241.6	325.9△	84.3	180.3	83.8	39.7
		5反未満	170.5	340.1△	169.6	167.5	93.0	39.1
第二種 兼業農家	第三類型	臨時的賃労働	56.9	305.7△	248.8	306.2	80.5	40.7
	第四類型	恒常的賃労働	58.2	399.0△	340.8	459.3	96.3	37.1
		職員勤務 自営兼業	58.6 59.8	477.2△ 391.8△	418.6 332.0	593.3 456.2	113.0 92.3	33.6 37.0

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

表4-1-付 兼業農家と都市勤労者世帯の生活水準の比較

(昭和40年) (単位：千円，%)

項目	兼 業 農 家									都市勤労者世帯					
	第1類型		第2類型		第3類型		第4類型			平 均	職 員	労 務 者 平 均	常 用 労 務 者	臨 時 日 雇 労 務 者	
	1.5 ha ～ 2.0 ha	2.0 ha 以上	0.5 ha 以下	0.5 ha ～ 1.0 ha	1.0 ha ～ 1.5 ha	季 節 出 稼 ぎ	臨 時 賃 労 働	恒 常 的 賃 労 働	職 員 勤 務						自 営 業
1人当り 家計費	120.0	129.1	118.3	107.6	117.6	90.3	98.7	117.8	154.0	111.2	151.2	166.8	129.6	130.3	97.2
エンゲル係数	36.2	35.1	36.9	33.2	36.5	37.1	40.8	36.7	32.1	39.0	36.2	34.4	39.6	39.5	47.5

兼業農家は農林省「昭和40年度類型別農家経済統計」，都市勤労者世帯は総理府「昭和40年度家計調査年報」による。兼業農家は都府県，都市勤労者世帯は全国である。

わが国農業における兼業深化の機構

表 4-2 専業・兼業農家の農家経済と生活水準

(昭和38年：北海道) (単位：千円，%)

農 家 類 型			農業現金 所得 (A)	家計現金 支出 (B)	(A)-(B)	農外現金 所得	1人当り 家計費	エンゲル 係数
専業 農家	本来的 専業類型	10町以上	929.2	627.0	302.2	50.9	104.2	34.6
		7町～10町	745.5	521.6	223.9	43.0	103.0	36.4
		5町～7町	678.3	474.9	203.4	45.5	103.8	37.3
	第二類型 予備軍	3町～5町	662.6	414.4	248.2	44.7	94.9	39.3
		2町～3町	519.0	315.6	203.4	38.0	95.2	40.9
		2町以下	256.6	324.0	△ 67.4	92.6	88.7	41.3
第兼業 農種家	第一類型	5町以上	751.8	673.6	78.2	253.4	113.6	35.6
		3町～5町	609.3	547.0	62.3	255.3	109.3	37.2
	第二類型	2町～3町	381.5	379.3	2.2	246.8	85.0	39.0
第兼業 農種家	第三類型	臨時的賃労働	46.9	336.8	△ 289.9	257.4	86.8	41.4
		第四類型	恒常的賃労働	119.3	353.9	△ 234.6	341.8	94.6
職員勤務	238.9		512.8	△ 273.9	415.8	112.8	33.7	
自営兼業	56.3		475.7	△ 419.4	483.1	86.1	37.7	

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

表 5-1 専業・兼業農家の家族員の労働時間

(昭和38年：都府県) (単位：時)

農 家 類 型			計	自家 農業	自営 兼業	臨時的 賃労働	恒常的 賃労働	職員 勤務	ゆい・手 間替役 出用
専業 農家	本来的 専業類型	2町以上	6,278	5,439	155	250	48	11	375
		1.5町～2町	5,997	5,077	201	323	40	8	348
	第二類型 予備軍	1町～1.5町	5,574	4,621	216	368	37	12	320
5反～1町		4,713	3,766	226	382	39	11	289	
	5反未満	3,277	2,528	158	296	51	8	236	
第兼業 農種家	第一類型	2町以上	7,884	5,202	371	458	821	665	367
		1.5町～2町	7,518	4,686	365	659	880	626	302
	第二類型	1町～1.5町	6,662	3,970	306	711	883	515	277
5反～1町		5,674	3,234	322	793	740	334	251	
	5反未満	4,512	2,343	594	456	497	391	231	
第兼業 農種家	第三類型	臨時的賃労働	4,983	1,939	258	2,138	332	94	222
		第四類型	恒常的賃労働	5,519	1,652	144	470	2,879	185
職員勤務	5,023		1,562	156	247	304	2,566	188	
自営兼業	5,199		1,762	2,429	350	232	193	233	

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

わが国農業における兼業深化の機構

表 5-2 専業・兼業農家の家族員の労働時間

(昭和38年：北海道) (単位：時)

農 家 類 型			計	自 家 業	自 営 兼 業	臨時的賃労働	恒常的賃労働	職員勤務	ゆい・手伝 手問替 手出用
専業農家	本来的 専業類型	10町以上	6,743	6,053	186	111	—	—	393
		7町～10町	6,030	5,406	88	128	—	—	408
		5町～7町	5,711	5,062	114	181	7	—	347
	第二類型 予備軍	3町～5町	5,470	4,775	101	227	23	—	344
		2町～3町	4,459	3,838	58	177	—	—	386
2町以下	4,987	3,894	78	503	150	—	362		
第一兼業農家種	第一類型	5町以上	8,118	5,807	432	451	390	644	392
		3町～5町	8,116	5,328	352	199	579	1,289	369
第二類型	2町～3町	5,692	3,002	121	731	817	793	228	
第二兼業農家種	第三類型	臨時的賃労働	3,677	1,305	685	1,525	—	—	162
	第四類型	恒常的賃労働	4,648	1,918	20	80	2,460	54	116
		職員勤務 自営兼業	4,442	1,580	11	18	244	2,485	104
		5,096	1,587	1,545	668	—	1,098	198	

農林省「昭和38年度類型別農家経済統計」による。

んを問わずさらに兼業化を強める傾向がある。まさにこのタイプの農家は農業における兼業深化での一時的滞留層であり、彼らは兼業化を深かめるにつれて、やがて異なる性格をもつ二つの兼業農家群に分化していく分岐層である。このタイプの農家における兼業従事時間が恒常的賃労働、臨時的賃労働、職員勤務、自営兼業など多岐にわたっているのはその現われである(表5参照)。過渡的兼業農家と称したのはこの意味においてである。農林省の新しい専業兼業区分では1種農家の兼業農家の多くがこれに属するであろう。

第3類型 土地持ち賃労働者というべきであろう。第2種兼業農家のうち人夫・日雇、季節出稼きなどのやとわれ兼業農家がこれである。このタイプの農家の経営構造は劣悪でしかもきわめて零細である(表3参照)。だから農業所得は少額で家計は賃金収入で維持されている。しかも生活水準はきわめて低く都市の臨時日雇労働者とかわらない(表4参照)。そのうえ、労働力の質が劣悪なので非農業における雇傭機会がどんなに拡大されても安定的で良好な就業条件を求め得る可能性が小さい。したがって、零細な農業生産を容易に放棄することができず、土地持ち賃労働者として堆積せざるを得ないが、これは、まさに停滞の形態における産業予備軍の一部であるとい得よう⁽²⁾。

第4類型 都市勤労者世帯的兼業農家である。第2種兼業農家のうち職員勤務や恒常的賃労働に従事する農家と自営兼業を営む農家がこれである。この類型の農家の経営構造は第3類型同様に劣悪で零細である（表3参照）。したがって農業所得は少額であるが、俸給・賃金収入・自営業所得で充分に家計をまかない得るのでそれはまったく付加的意義しかない。しかも、生活水準は専業農家上層のそれに匹敵するかそれを上回っており、とくに職員勤務を兼業とする農家ではそうである。このような意味において、この類型の農家は、実質的には現役労働者軍の一部に編入されているといえる⁽³⁾。しかし、その農業所得がどんなに付加的なものでもできるだけ零細な農業生産を維持しようと努めていることには留意すべきである。彼らの取得する賃金俸給は都市勤労者のそれに比べて低いのがむしろ普通であり、それにもかかわらず農家生活の都市化傾向が近來急速にすすんでいるからである。彼らがその低い農業生産力と商品化率を次第に高めてきているのはこのことのあらわれである。しかし、もし彼らの兼業の就業条件がきわめて良く安定しているか自営兼業の営業状態がきわめて良好であって、都市勤労者と同じ生活水準を維持できる場合には、この類型の農家のなかには零細な農業生産を放棄して離農するものもあるだろう。とくに職員勤務を兼業と農家ではそうである。

第3・第4類型の農家が社会経済的に農業生産単位ではもはやあり得ないことは既述によってあきらかである。農林省の新しい専業兼業区分による2種農家の多くはこの両類型のいずれかに該当するであろう。

(2) 資本論第1巻第7篇第23章参照。

(3) 同上。

2. 兼業深化の諸段階と諸軌道

農家の兼業化の程度は農家経済の兼業収入依存度によって把握できる。すなわち、農家経済を維持するのに、兼業所得を必要とすればするほど、兼業化がすすんでいるといえる。そして、それは農民層の一部が農業生産の基幹的生産手段を喪失すればするほど賃労働者化していく過程と表裏をなすものである。むしろ、農家経済における兼業依存の増大は基幹的農業生産手段の喪失の増進によって規定されているものなのである。

かかる視点からすれば、第1類型の農家は兼業化の状態にあるとはいえ、それは本来的兼業化の状態にあるということとはできない。

本来的な兼業化の道は兼業収入が農家経済に必要不可欠のものとなるとき

からはじまる。農家が生活を維持するのに農業所得のみでは不可能な場合、兼業の分離に堪え得ないし、往々にして兼業の強化によってその生活を維持し、向上させようとするからである。第2類型の農家がかかるものである。その農家経済は一般に後退しつつある農業生産と抬頭しつつある兼業従事によって支えられねばならぬからであり、兼業の強化が生活の維持と向上のもっとも容易な道であるからである。だからこそ、この類型の農家の兼業化はまだ中間的であり、過渡的である。

第3類型と第4類型の農家は兼業化のもっとも進んだ農家である。農家経済は兼業所得のみで維持されているのであり、農業所得は付加的意義しかもっていないからである。そして、もし、その零細な農業生産を放棄するならば、それは直ちに賃労働者への転化を帰結するからである。

かくして、いまや、われわれは農業における兼業深化を二つの段階に区分して考察することができる。その第一段階は専業農家群が兼業化によって中間的・過渡的兼業化の状態にある第2類型の兼業農家群に転化する過程である。第二段階はこれらの第2類型の兼業農家群が兼業化のもっともすすんだ第3・第4類型の兼業農家群に転化する過程である。この二つの段階は前者から後者へ連続しているものではあるが、後述するように、資本主義的再生産が農業からの労働力を吸引する程度の相異によってどちらの段階がより主流をなすかが異なってくるということと、農民層分化（分解）の下降局面に与える影響が異なるということによって明確に区分して考察される必要がある。

農業における兼業深化の第一段階は専業農家群の兼業化をもってはじまるが、かかる可能性を内包する農家は農業経営の構造が劣弱なため農業生産でその生活を維持することができないかあるいはそれがかなり困難な専業農家下層である。そして、生活水準は専業農家上層にくらべてかなり低い。したがって、かかる下層の専業農家は、家族労働力と兼業機会にめぐまれるならば、やがて、第2類型の兼業農家に転化するであろう。このような意味において、これらの農家群は第2類型予備軍と称すべきであり、実は、潜在的形態における産業予備軍の一部なのである⁽⁴⁾。だから、彼等はずねに都市プロレタリアートに移行しようとして、この転化に好都合な事情を待ちかまえている。しかし、それは資本制生産の過程において生まれるのであり、彼等が自らそれを創り出すことはできない。兼業深化の第一段階を進行させる原動力は資本の側にあるので、大規模な資本主義的蓄積が労働力をきわめて大量

に農業から吸引する時、はじめてこの段階の進行がわれわれの注意をひくようになる。

わが国において、大規模な資本主義的蓄積がすすみ、資本による労働力需要が激しくふえ、労働力の需給基調が豊富から不足へ急変した60年ないし61年以降はかかる時期の一つであった。そして、その時、大量に第2類型の兼業農家に転化したのは都府県ではほぼ1町5反以下の専業農家下層であった。

兼業深化の第二段階は二つの異なった態様をもってすすめられる。第2類型の農家群の一部分が第3類型の土地持ち賃労働者に転化する態様がその一つであり、第2類型の農家群の他の部分が第4類型の都市勤労者の兼業農家に転化する態様が他の一つである。前者は農民の日雇・人夫化にみられるように停滞的形態における産業予備軍への編入であり、しかも農家の離農に容易につながらないのに、後者はたとえば職員勤務の場合のように現役労働者軍への加入であり、それ故に比較的容易に農家の離農と結びつきやすいという点において、二つの態様は明確に区別される必要がある。しかもそのことは、同時に、第一段階が農業における兼業深化の未熟な段階であるのに対し、第二段階がまさに爛熟せる段階であることを意味している。

兼業深化における第二段階を推進させる原動力は第一段階の場合と同様に資本の側にある。すなわち、急速な資本主義的蓄積と労働力需要の増加が必要である。しかし、第二段階の進行がわれわれの注意をひきつけるには第一段階の進行におけるほどの大規模な資本主義的蓄積とはげしい労働力の需要を必要とはしない。第二段階は農業における兼業深化の爛熟せる段階であるとともに、第一段階における専業農家の兼業化には質的転換が必要なのに対して、この段階における第2類型の農家の兼業深化は量的発展だけで充分だからである。

わが国において設備投資が急増し、急速な資本主義的蓄積がはじまった1956年から60年にいたる時期はこのような時期の一つであった。そしてそれは60年ないし61年以降の大規模な資本主義的蓄積とはげしい労働力需要の増加の時期の序曲をなしたのであった。したがって、55年以降にはじまる兼業深化の第二段階の進行はやがて60年以降にはじまったその第一段階の進行と接触することになり、ここにはじめて農業における兼業深化の全過程が一貫されることになったのである。

農業における兼業深化の全過程には二つの軌道がある。その一つは潜在的

わが国農業における兼業深化の機構

形態における産業予備軍の一部を構成する専業農家下層群が第2類型の中間的・過渡的兼業農家群を経由して停滞的形態における産業予備軍に編入される第3類型の兼業農家群に至るものである。他の一つは同じく専業農家下層群から第2類型の兼業農家を経由して現役労働者軍を補充する第4類型の兼業農家群にいたるものである。1955以後のわが国における資本主義的蓄積のもとでは表15が明らかにしているように前者の軌道を通る農家群がかなりはげしく増加してきているとはいえ、後者の軌道を通る農家群が絶対的にははるかに多いといえる。

しかも、離農する農家の大部分が後者の軌道を通して兼業化の過程をすすんだものであることについては詳論するまでもないことである。

さらにこれら二つの兼業化の軌道の外に、専業農家上層群と第1類型の専業的兼業農家が相互に往復している第三の軌道があることが指摘されねばならない。しかし、この第三の軌道を通る農家戸数が資本主義的蓄積のあり方

表6 脱農の主な動機別戸数構成比

(昭和39年) (単位: %)

	総 数	兼業		労働力		資金			その他				不 明
		や会 増大 われ の兼 業機	自営 ため 業を はす る	自家 また は雇 用不 難足	老耕 令作 病不 弱能 のため	生た はた め資 金は 負債 整理 却得 理の ため	農兼 の外 投資 (自 営)	の ため のぞ く	耕と して 接収 用地	死 亡・ 災害 など	例 外な った もの と	そ の 他	
全 国	37.12. 1	100.0	17.6	12.9	13.0	16.0	8.6	3.5	5.9	7.5	1.1	3.9	10.0
	38.12. 1	100.0	16.7	14.1	10.2	19.7	7.8	0.9	2.8	7.5	—	16.7	3.6
	39.12. 1	100.0	19.7	14.1	10.2	18.7	5.8	1.1	4.2	6.2	1.0	16.6	2.4
都 府 県		100.0	20.6	15.1	9.8	19.0	5.1	1.0	4.3	6.6	1.1	15.3	2.2
東 北		100.0	17.7	14.6	11.9	16.9	9.5	0.5	6.9	2.9	0.7	15.7	2.7
関 東		100.0	20.4	14.1	13.7	17.6	3.4	1.8	6.8	6.1	1.1	13.0	2.0
北 陸		100.0	20.5	20.3	17.2	17.6	4.8	0.5	1.5	4.4	0.6	11.6	0.8
東 山		100.0	15.1	16.2	8.7	13.9	5.3	2.0	5.7	8.3	0.8	20.2	3.8
東 海		100.0	24.5	21.6	8.8	16.1	5.2	2.0	3.2	5.3	1.2	10.2	1.9
近 畿		100.0	19.1	19.2	10.1	16.2	3.9	0.5	7.4	6.5	0.4	14.6	2.1
中 国		100.0	21.5	9.3	7.1	19.6	4.7	1.2	3.2	11.2	1.3	17.7	3.2
四 国		100.0	26.2	15.9	7.3	20.8	4.3	0.7	1.5	7.1	1.1	13.7	1.4
九 州		100.0	19.5	10.8	6.9	24.0	5.7	0.7	2.6	6.7	1.6	19.2	2.3
北 海 道		100.0	13.1	8.2	12.8	17.2	10.3	1.7	3.7	3.8	0.8	25.0	3.4

農林省「昭和39年度農業調査結果報告書」による。

わが国農業における兼業深化の機構

によって影響されるところが大きいとはいえ、農業における兼業深化の軌道としては本来無縁のものであることも既述によって詳論するまでもないことである。

(4) 資本論第1巻第7篇第23章参照。

3. 兼業の深化と農家の離農

いま、離農した農家の主な動機をみると表6のとおりで、農家の離農の直接的で主観的動機はまさに千差万別であるといえる。それにしても兼業化がすすんだことを離農の直接的動機とするものももっとも多い。これについて「老令病弱のため」とするものがかなりあるが、その多くはあとつぎなどの子女が既に都市プロレタリアート化しており、農村に残った父母が老令化しあるいは病弱のため農耕が不可能となり離農したものであろう。とすれば、これらの農家の根本的な離農要因は資本主義的蓄積の増進にあったのであり、その点においては兼業化がすすんだことを離農の原因とした農家となんら変わるところがないといえる。また、「自家労働力不足または雇用難」を離農の直接的動機とした農家の多くもまたそうである。かくして、われわれは農家の直接的動機がいかに多種多様であっても、農家の離農の基本的要因は農業における兼業の深化であるといわざるを得ないのである。

表7 脱農農家の専業別戸数構成比 (単位：%)

	総 数	専 業 農 家	兼 業 農 家	
			第1種兼業	第2種兼業
全 国	37. 12. 1	100.0	26.0	74.0
都 府 県	38. 12. 1	100.0	20.9	79.1
東 北	39. 12. 1	100.0	18.8	81.2
関 東		100.0	14.6	85.4
北 陸		100.0	13.3	86.7
東 山		100.0	10.5	89.5
近 畿		100.0	12.6	87.4
中 国		100.0	9.0	91.0
四 国		100.0	8.9	91.1
九 州		100.0	7.7	92.3
北 海 道		100.0	18.6	81.4
			13.5	86.5
			24.2	75.8
			25.8	74.2

農林省「昭和39年度農業調査結果報告書」による。

わが国農業における兼業深化の機構

表8 専業別農家戸数構成比の変化 (単位:%)

昭和40年 昭和39年		非農家	2種農家	1種農家					計
				専業	雇われ兼業 世帯主兼業	あつぎ兼業	自営兼業	兼業	
非農家	農家	—	55.7	12.7	23.3	3.7	4.6	100.0	
2種農家	農家	4.7	92.0	0.6	1.5	0.6	0.7	100.0	
1種農家	専業	0.6	1.1	73.9	9.8	8.4	6.2	100.0	
	雇われ兼業	1.3	3.6	8.7	76.0	6.4	3.9	100.0	
	世帯主兼業	0.4	2.5	9.9	10.0	73.3	3.9	100.0	
	あつぎ兼業	0.4	3.8	9.9	6.8	6.3	72.9	100.0	
	自営兼業	0.4	3.8	9.9	6.8	6.3	72.9	100.0	
	計	1.9	30.3	25.4	18.6	14.9	8.9	100.0	

農林省「昭和40年度農業調査結果報告書」による。

表7, 表8がそれをもっとも簡明に裏付けている。表7は離農農家のほぼ7割が第2種兼業農家であること, 表8もまた離農農家の圧倒的大部分が2種農家であることをしめしている。これは兼業化のすすんだ農家ほど離農しやすいことの別な表現であると同時に, 農業における兼業化が深化すればするほど農家の離農現象がはげしくなることを意味するものである。

第2種兼業農家および2種農家にはわれわれの分類による第3類型の兼業農家と第4類型の兼業農家が含まれていること, そして, 第3類型の兼業農家は, 本来, 土地持ち賃労働者として堆積されることは既に考察したところから明らかである。したがって, 離農農家の大部分が第4類型の兼業農家であることも, また明らかなるところである。この第4類型の兼業農家はその家族員の中に現役労働者軍の一員を有するという点において農家としての離農の本来の可能性を内包しているものである。しかし, その可能性を現実の必然性に近かつけるためには農家の生活水準が都市勤労者のそれに接近し, できればそれを上回ることが必要である。第4類型の農家の兼業における就業条件は比較的良好であり安定しているのでそれが可能であるものが多い。とくに職員勤務に従事している兼業農家ではそうである。表9がそれをしめしている。しかも, 1960年以降, 農業における兼業深化の第二段階とともに第一段階がはげしく進行するにつれて, 生活水準が都市勤労者世帯のそれを上回る農家がしだいにふえてきた(表10参照)。この事実は, 後述される1960年以降のはげしい農家の離農現象と対応している。

しかし, いうまでもなく農家の離農のすべてが農業における兼業深化の全過程をとるものではない。表7は, 専業農家からの離農が離農農家総数の

わが国農業における兼業深化の機構

表9 2種農家と都市勤労者世帯の1人当計費

(昭和40年) (単位:千円)

	都市勤労者世帯	2種農家					
		職員勤務		恒常的賃労働	自営業	季節出かせぎ	臨時的賃労働
		1人当り家計費	1人当り俸給等収入				
全都府	131.0	154.0	156.1	117.8	111.8	90.3	98.7
国 北 陸	—	154.0	156.6	117.8	111.2	90.3	98.7
東 北 陸	125.6	145.3	136.0	99.5	95.0	89.9	104.2
北 陸	125.5	138.8	153.0	130.4	113.2	113.7	97.5
関 東・東 山 海 畿	141.0	160.8	163.3	110.8	140.3	—	110.9
東 山 海 畿	129.0	143.2	152.5	142.9	110.9	109.3	104.3
近 畿	141.7	180.6	171.8	145.8	128.7	—	120.3
中 国	135.0	152.4	156.6	130.9	121.9	111.8	85.1
四 国	127.0	138.8	143.8	103.7	137.1	133.3	101.6
九 州	120.9	137.4	148.7	92.0	92.8	63.5	85.7
北 海 道	137.8	179.7	77.4	—	120.7	—	—

都市勤労者世帯については農林統計協会「昭和41年度図解農業年次報告」、2種農家については農林省「昭和40年度類型別農家経済統計」による。

都市勤労者世帯は7大都市を除いたものである。ただし、全国は7大都市を含む。

表10 地域別にみた農家と勤労者世帯(7大都市を除く)の1人当たり家計費の比較(40年度)

	世帯員1人当たり家計費		勤労者世帯に対する割合(A/B)		全国対比		勤労者世帯の1人当たり家計費を上回っている農家数の割合
	農家(A)	勤労者世帯(B)	39年度	40年度	農 家	勤労者世帯	
北海道	125.3	137.8	85.7	90.9	108.8	105.2	31.6
東北	105.3	125.6	84.9	83.8	91.4	95.9	23.8
北陸	118.7	125.5	88.0	94.6	103.0	95.8	36.9
関東・東山海畿	117.8	141.0	81.8	83.5	102.3	107.6	23.3
東山海畿	120.5	129.0	93.1	93.3	104.6	98.5	50.7
近畿	138.6	141.7	92.3	97.8	120.3	108.2	41.8
中国	122.3	135.0	87.0	90.6	106.2	103.1	33.1
四国	108.6	127.0	81.1	85.5	94.3	96.9	28.9
九州	97.8	120.9	77.9	80.9	84.9	92.3	27.5
全 国	115.2	131.0	84.4	87.9	100.0	100.0	30.5

資料:農林省「農家経済調査」、総理府「家計調査」

注:1) 家計費は住居費のうち、家賃、地代、設備修繕費、減価消却費を除く。

2) 「勤労者世帯の1人当たり家計費を上回っている農家数の割合」は、それぞれの地域ごとに「農家経済調査」の調査対象農家のうち勤労者世帯の家計費水準(家賃、地代、設備修繕費を含む)を上回っている農家の比率である。ただし、全国の勤労者世帯には7大都市を含む。

わが国農業における兼業深化の機構

ほぼ2割、第1種兼業農家からのそれがほぼ1割あることをしめしている。これらの多くは「老令病弱のため耕作不能」や「生活資金獲得または負債整理のため耕地売却」を離農の直接の動機とするものであろう。たとえば、「老令病弱のため耕作不能」のため離農した農家の多くは既述のように現役労働者軍にその子女を送り出して専業農家の状態にあるだろうからである。表11によってあきらかなように都府県ではこのようにして離農する専業農家や第

表11 昭和35年から40年の5年間における離農農家の
専業別経営耕地規模別割合 (単位：%)

都府県	35年の	専業から 1兼から 2兼から	0.3ha 未満	0.3 }	0.5 }	0.7 }	1.0 }	1.5 }	2.0 }	2.5 }	3.0 }	5.0 ha 以上	合計		
			0.5	0.7	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	5.0					
都府県	35年の	専業から	50.6	18.6	10.8	9.1	6.9	2.5	0.8	0.4	0.3	0	100.0		
		1兼から	32.5	26.1	16.3	14.3	7.6	1.8	1.1	0.3	0.1	—	100.0		
		2兼から	81.0	13.6	3.5	1.4	0.5	0.1	0	0	0	—	100.0		
北海道	35年の	専業から	18.7	4.2	2.1	2.1	4.2	4.2	4.2	18.7	31.3	6.3	4.2	—	100.0
		1兼から	1.5	1.5	4.6	4.6	9.2	9.2	7.7	33.9	10.8	15.4	1.5	—	100.0
		2兼から	73.5	12.8	6.6	2.2	1.6	1.2	—	0.9	1.2	—	—	—	100.0

農林省「1965年農業センサス農家調査抽出集計報告書」による。
都府県の0.3ha未満には例外規定農家をふくむ。

1種兼業農家の圧倒的の大部分はきわめて零細な農家である。このことは専業農家下層の一部には農業における兼業深化の過程において第2類型の中間的・過渡的兼業農家に転化することなく、直ちに離農するものがあり、それは決して無視し得ないものであることを意味している。

農業における兼業深化の第一段階、すなわち専業農家下層群が第2類型の中間的・過渡的兼業農家群に転化する過程が農家の離農現象と直結し得ないのはいうまでもないことである。そして、また、その第二段階、すなわち第2類型の兼業農家群が現役労働者軍に加わっている家族員を有する第4類型の兼業農家群に転化する軌道を含む過程が農家の離農現象と密着していることもこれまでの説明によって明らかなるところである。だが、農業における兼業深化の第二段階だけが進行する場合には確かに農家の離農現象があらわれるが、それはわれわれの注目をひくほどではない。まさに、表12がしめすとおりである。ここでは中間的・過渡的兼業化の状態にある第2類型の農家群から第3類型・第4類型の農家群への転化だけがおこなわれるわけである

わが国農業における兼業深化の機構

表12 農家数の増減(全国)

(単位：戸)

年次	農家数	指数	年間平均増減戸数	備考
1938年	5,355,763	88.4		
1941年	5,411,661	89.4	18,633	
1947年	5,909,227	97.6	82,928	
1950年	6,176,419	102.0	89,064	
1955年	6,042,875	99.8	△ 26,709	兼業深化の第一・第二段階が進行した 兼業深化の第二段階のみが進行した
(1960年)	(6,025,274)	(99.5)	△ 3,520	
1960年	6,056,630	100.0		
1965年	5,664,763	93.5	△ 98,373	兼業深化の第一・第二段階が進行した

農林省「1960年世界農林業センサス」、農林省「1965年農業センサス」による。
1938、41、60年には奄美群島を含むが、1950年には大島群十島村を除く奄美群島、
1955年には大島群十島村、三島村両村を除く奄美群島は含まれていない。47年の取扱
いは明確を欠くが、1950年に準じていると推察される。
60年の()内の数字は、上記十島、三島を除く奄美群島の数字を差し引いて可及的
に比較の可能をはかったものである。

が、第2類型の兼業農家は専業農家下層からほとんど補充されることなく、
しかも既存の堆積量も限定されているのが普通なので、離農の可能性をもつ
第4類型の農家は決して多量に生まれることはないのである。さらに、兼業
深化の第二段階のみが進行する場合には、中位の好況による資本主義的蓄積
がこれに対応しているので資本による労働力需要はそれほど大きく増加しな
いし、労賃の上昇もさほど高くはない。だから第4類型の農家が零細な農業
生産を完全に放棄して定期的な賃金収入によって生活を維持しようと決断す
る機会はあまり多くは訪れないし、分家などで新設される農家数は従来とほ
とんど変わるところがないのである。

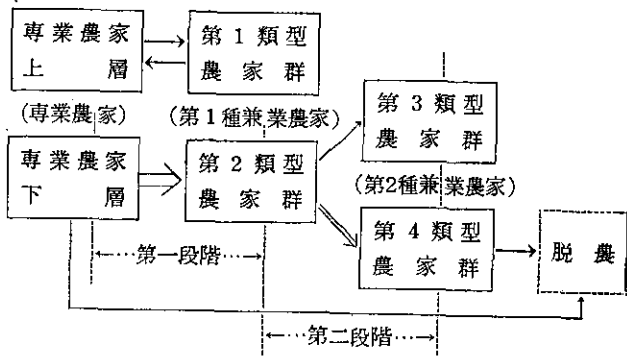
われわれが急増する農家の離農現象に注目せざるを得なくなるのは兼業深
化における激しい第二段階の進行とともに第一段階の地すべりのともいいう
る激しい進行がおこる場合であって、わが国における1960年以降の時期に
おける場合がその典型である(表12参照)。このような第二段階と第一段階の
同時的進行がおこり得るためには大きな好況による資本主義的蓄積がこれに
対応していなければならない。この場合には中間的・過渡的兼業状態にある
第2類型の兼業農家は第一段階の地すべりの進行によってたえず補充される
のであり、しかも両段階のはげしい進行によって離農する可能性をもつ第4
類型の農家が膨大に堆積されるのである。その上、資本による労働力需要は

きわめて大きいから労賃の高騰もまたいちじるしい。だから、第4類型の都市勤労者の兼業農家が零細な農業生産を放棄するばかりでなく、財産としての土地さえも処分して、生活を定期的な賃金収入のみで維持していこうと決意する機会はかなり頻繁に訪れるのである。しかも、その時には、分家などによって新設される農家は賃金の大巾な高騰に影響されて大きく減少するであろう。彼等もまた都市労働者への道をえらぶからである。かくして、農家の離農現象のはげしい進行が、やがてわれわれの注目をあつめることになる。

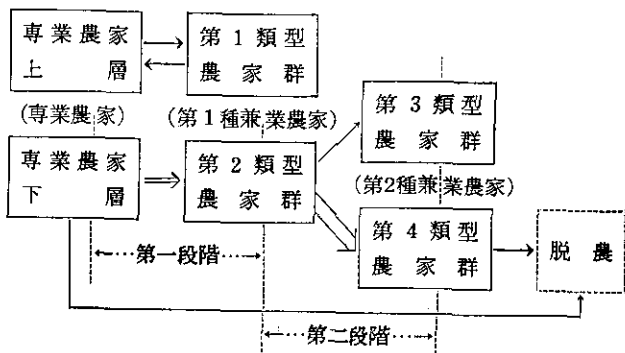
しかし、われわれは激しい離農現象を伴いながら二つの段階が同時に進行する上記の過程には趣きを異にする二つの型が現われ得ることを、ここで指摘しておかねばならない。第一の型は第二段階の進行を上回る激しさで第一段が進行する場合であり、第二の型は第二段階の激しい進行が第一段階のそれを上回っている場合である。

農業における兼業深化における両段階の同時的進行がこの二つの型のうちのどちらの型として現われるかを規定するのは事前における農業の兼業化の状態である。資本が商品と労働力の売買によって、直接、農業を激しく浸蝕している場合には、それだけ農業の兼業化がすすみ、そこには第2類型の中間的・過渡的兼業化の状態にある兼業農家群と第3・第4両類型の農家群の堆積が比較的多く、逆に潜在的形態における産業予備軍としての専業農家下層の残留が比較的少ない状態が見いだされるのである。農業の兼業化がこのような状態にある時、もし兼業深化の両段階の同時的進行がはげしくおこるならば、それは明らかに第二型の傾向を強くおびることになるであろう。そして、その結果農家の離農現象は一層のはげしさをもってすすむことになる。離農の可能性をもつ第4類型の都市勤労者の農家が生みだされる第二段階の進行が、そこでは主流をなしているからである。資本による農業の浸蝕がおくれている場合には事態のすすみ方が丁度逆になる。事前においては潜在的形態における産業予備軍としての専業農家下層が大量に滞留しており、第2類型の農家群の堆積も第3・第4類型の農家群の堆積も比較的少ない。したがって、もし兼業深化の両段階が同時的に進むならば、そこには明らかに第一型の傾向が強く現われることになる。そして、農家の離農現象は、とうぜん、第二型の場合ほど激しくはなり得ない。かくして、これまでの考察にしたがって農業における兼業深化の機構を図示すれば次のようになる。

〔第一型〕



〔第二型〕



4. 兼業の深化と農民層の分化

一般に、農業における兼業化がすすむにつれて、農業生産の零細性がいちじるしくなるのは周知のことである。わが国の場合における経営耕地規模を指標とした農業生産の零細化については表13が簡明に実証している。

もちろん、農業における兼業深化の第一段階の進行も、また第二段階の進行も、それぞれに農業生産の零細化をもたらすことにおいて変わりがない。しかし、第一段階の進行よりも第二段階の進行のほうがよりいちじるしい零細化をもたらすことについては詳論の必要はあるまい。第一段階よりも第二段階が兼業化の程度においてすすんでいるからである。したがって、農業における兼業深化の第一・第二段階が同時に進行する際において、第二段階がはげしく進行する第二型の傾向が強くあらわれる場合には、農業生産の零細化もまたはげしくすすむことになる。そして、第一段階の進行がはげしい第

わが国農業における兼業深化の機構

表13 専業別経営耕地規模別農家戸数の累積度数表

(昭和40年) (単位 :%)

都 府 県				北 海 道			
経営耕地 規 模	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	経営耕地 規 模	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
0.3ha未満	9.3	3.3	42.0	0.3ha未満	0.9	0.7	40.6
0.3~0.5ha	18.3	12.6	70.7	0.3~0.5ha	1.5	1.4	60.8
0.5~0.7ha	28.9	28.4	86.7	0.5~1.0ha	3.1	5.0	79.6
0.7~1.0ha	47.5	54.3	96.2	1.0~1.5ha	5.6	11.5	87.2
1.0~1.5ha	74.3	82.4	99.4	1.5~2.0ha	9.6	19.1	90.8
1.5~2.0ha	89.0	93.8	99.9	2.0~2.5ha	15.6	28.1	93.3
2.0~2.5ha	95.4	97.8	100.0	2.5~3.0ha	22.7	37.4	94.7
2.5~3.0ha	98.0	99.2		3.0~5.0ha	54.7	68.4	97.7
3.0ha以上	100.0	100.0		5.0~7.5ha	76.0	86.7	99.0
				7.5~10.0ha	87.5	93.7	99.3
				10.0~15.0ha	97.0	98.5	99.5
				15.0~20.0ha	99.4	99.5	100.0
				20.0ha	100.0	100.0	

農林省「1965年農業センサス農家調査報告書」による。

一型の傾向が強い場合には、当然に、農業生産の零細化は第二型の場合ほどいちじるしくはならない。その結果、どの型が傾向的に強くあらわれるかによって、農民層分解の下降局面の形態に相異がおこるのである。

わが国における1960年から1965年にいたる最近の実態は次のごとくである。専業農家が第1種兼業農家に転化する場合における農家の経営耕地規模間の移動により0.7haから1.5haまでの階層の農家が減少し、0.7ha以下層と1.5ha以上層の農家が増加する。表14がこれをしめしている。このことは専業農家が第1種兼業農家に転化する場合には一方において農業生産を零細化するものと、他方においてそれを拡大するものに分離することをしめしている。0.7ha以下層の増加、すなわち農業生産を零細化するものの増加は、われわれの先の考察における兼業深化の第一段階の進行、すなわち専業農家下層が中間的・過渡的兼業状態にある第2類型の農家に転化する過程に対応するものであり、その現在における具体的表現の一つである。そして、1.5ha以上層の増加は専業農家上層の第1類型の兼業農家に転化する過程に対応するものであり、その具体的表現の一つなのである。

また、第1種兼業農家が第2種兼業農家に転化する場合、すなわち、われわれの先の考察における第二段階がすすむ場合における農家の経営耕地規模

わが国農業における兼業深化の機構

表14 兼業化による経営耕地規模別農家数の変化 (単位:%)

		0.3ha未満	0.3 } 0.5ha	0.5 } 0.7ha	0.7 } 1.0ha	1.0 } 1.5ha	1.5 } 2.0ha	2.0 } 2.5ha	2.5 } 3.0ha	3.0 } 5.0ha	5.0ha以上	合計
都府	年											
	1960(専業)	1.7	5.6	11.5	24.4	33.5	14.9	5.3	1.8	1.1	0.1	100.0
	1965(一兼)	1.8	5.9	11.8	23.8	32.5	15.3	5.6	2.0	1.2	0.1	100.0
県	年											
	1960(一兼)	11.6	26.2	27.3	23.1	10.0	1.4	0.3	0.1		0.1	100.0
	1965(二兼)	18.1	30.0	25.2	18.7	6.7	0.9	0.2	0.1			100.0

		0.3ha未満	0.3 } 0.5ha	0.5 } 1.0ha	1.0 } 1.5ha	1.5 } 2.0ha	2.0 } 2.5ha	2.5 } 3.0ha	3.0 } 5.0ha	5.0 } 7.5ha	7.5 } 10.0ha	10.0 } 15.0ha	合計
北海道	年												
	1960(専業)	1.8	0.9	3.7	2.8	12.2	19.6	25.2	28.0	4.7	0.9	—	100.0
	1965(一兼)	1.8	0.9	5.6	6.5	20.6	19.6	13.1	25.2	3.7	0.9	1.9	100.0
	1960(一兼)	—	1.9	15.1	16.9	18.8	18.8	9.4	18.8	—	—	—	100.0
	1965(二兼)	7.5	11.3	24.6	26.4	9.4	9.4	—	9.4	1.9	—	—	100.0

農林省「1965年農業センサス農家調査抽出集計報告書」による。

0.3ha未満の農家の中には例外規定農家も含ませた。

間の移動では、明らかに、兼業の深化は一方的な農業生産の零細化をもたらしているのである。表14はそれをもしめしている。そこでは、0.5ha以上の農家が一貫して減少しているのに対して0.5ha以下の農家の増加はかなり顕著である。わが国農業における当面のはげしい兼業化がもたらす農業生産の零細化は、兼業深化の第一段階においては0.7ha以下層の増加、また第二段階においては0.5ha以下層の増加としてあらわれているのである。

既述のように、1960年以降のわが国農業では兼業化がはげしくすすんで、実際には兼業深化の第一段階と第二段階とが同時に進行するようになった。この場合にはこの二つの段階のいずれがより激しく進行するかによって、どの経営耕地規模の零細農家が堆積されるかが異なってくる。兼業深化の第一段階の進行がより激しい第一型の場合には0.7ha以下層が増加し、第二段階の進行がより激しい第二型の場合には0.5ha以下層が増加される。基本的には前者の場合には0.5haから0.7haまでの経営耕地規模へ落層してくる農家数がそこからさらに落層してゆく農家数を上回るからであり、後者の場合には0.5haから0.7haまでの規模へ落層してくる農家数よりも

そこからさらに落層してゆく農家数のほうが多いからである。1960年以降のわが国農業の激しい兼業化が第一型の態様をもってすすむか第二型の態様をもってすすむかによって、農業生産の零細化の様相が異なり、その結果農民層分化における下降局面の形態が明らかに相異してくるのである。

本来、農民層の分解はそれが資本主義の成立・発展のいかなる段階にあらわれようと、本質において多数の小農が一方において賃労働者化し、他方において少数の彼らが資本家的農業経営者に成長する過程であることにおいて変わりない。これまでの考察によって明らかのように、今日、わが国農業におけるはげしい兼業化は、実は多数の小農民が賃労働者にはげしく転化していることにほかならず、かかる意味において農業における兼業化の問題は農民層分化（分解）の下降局面における問題であったわけである。

農民層分化（分解）の下降局面には小農層がつくりだす二つの流れがある。その一つは中間層が下層へ落層する流れであり、他の一つは下層農が離農する流れである。中間層が下層へ落層する流れと下層農が離農する流れとにおいて、それらの激しさはどうであれ、両者を比較した場合に後者が前者と同程度でおこなわれるか、後者が前者を上回る場合には、農民層分化（分解）の下降局面において下層農家の堆積のかわりに一貫した減少があらわれることは明らかである。兼業深化の第二段階のみが進行した1955年から60年にいたる時期はこのような時期の一つであった。表16がしめすように1.1 ha以上層が一貫して増加しているのに対して、1.1 ha以下層はそのほとんどすべてが逆に一貫して減少しているのである。しかし、60年から65年にいたる時期ではそれとは異なっている。この時期には0.5 haから1.2 ha層の減少と0.5以下層および1.2 ha以上層の増加が明らかに認められる。農民層のいわゆる両極への分化が判然とあらわれているのであるが、0.5以下層の堆積についてのみ考察するならば、それは中間層の下層へ落層する流れが下層農の離農する流れを上回った結果としてあらわれたことは明らかである。そこでは下層農の離農がかなり急速に増加したが、農業の兼業化の激しい進行によって中間層がそれ以上に下層に落層してきたからである。1960年以降の農業における兼業深化の第一・第二段階の同時的進行がそれをもたらしたのである。

IV. 兼業深化の農業地域別考察

最近のわが国における兼業化の実態を農業地域別に考察するとき、われわれ

それはそこに二つの様相を異にする典型的な地域を見出すことができる。一つは近畿であり、他の一つは東北である。近畿はすでに日本資本主義における高度な資本主義的蓄積がはじまる前の1955年の時点において農業の兼業化が相当にすすんでいた地域であり、東北はそれがかなり遅れていた地域である。すなわち、近畿では農家数のほぼ3分の1強が第3類型と第4類型の兼業農家に転化しており、専業農家と第1類型の兼業農家はほぼ3分の1弱しか残っていなかったが、東北ではほぼ6割の農家が専業農家あるいは第1類型の兼業農家としてとどまり、第3・第4両類型の兼業農家はほぼ2割にしかなかったのである（表15参照）。この時点において東北のように兼業化の遅れていた地域として関東・北陸・東山・九州・北海道をあげることができ、近畿のように兼業化のすすんでいた地域としては東海・中国・四国をあげることができる。もちろん、これら両者への分類が明確性を欠くことはまぬかれ得ぬところである。

1956年から60年に至る時期、すなわち、設備投資の急増によってわが国資本主義の拡大再生産がすすむとともに、資本の労働力需要が増加してきた時期には、すべての農業地域に共通して農業における兼業深化の第二段階、すなわち、中間的・過渡的兼業化の状態にある第2類型農家が第3・第4類型農家へ転化する過程のみが進行した。たとえば、近畿においては専業農家と第1類型農家の合計は55年と60年ではほぼ30%で変化しなかったが、おなじ55年から60年にかけて第2類型農家は33%から28%に減少し、第3類型農家と第4類型農家の合計は36%から42%に増加している（表15参照）が、これはあきらかに兼業深化の第二段階のみが進行したことの結果である。このような専業農家および各類型兼業農家間の比率の変化は表15がしめすように、北海道をのぞくすべての農業地域において近畿の場合と同じ傾向をしめしているのであり、それは兼業深化の第二段階のみがこの時期に北海道をのぞくすべての農業地域において共通して進行したことをあらわすものにはかならない。だから、この時期にはすべての農業地域において農家の離農率はやや高いがそれはそれに接近した高さの新設農家率に補なわれており、農家の離農問題はすべての地域において注目をひく問題とはなりえなかったのである。さらにまた、この時期には、東北をのぞくすべての地域では兼業深化の第二段階のみの進行に対応して下層から離農する流れが中間層の下層に落層する流れと同じ程度かあるいはそれを上回ったために、農民層分化の下降局面では下層農の堆積が認められなかった（表16参照）。つまりある経営耕地規

模層を分岐点としてそれ以上層の一貫した増加とそれ以下層の一貫した減少の傾向が強くあらわれたのである。東北では中間層の下層に落層する流れが下層から離農する流れを上回ったために0.5 ha以下層が堆積され、他方1.7 ha以上層の増加と相まってこの時期にすでに両極への分化の傾向をしめすのである。

わが国資本主義において急激な拡大再生産がおこなわれ、その結果労働力需給の基調が豊富から不足へと転換した1960年ないし61年以降の時期は55年から60年にいたる時期とは異なった様相を呈する。すなわち、前の時期にはほとんどすべての農業地域が共通した傾向をしめしたといてよいのに対して、この時期にはそれぞれの農業地域が大別して二つの異なった様相をしめすに至ったからである。再び、その一つの典型は近畿であり、他の一つの典型は東北である。この時期には兼業深化の第一段階と第二段階とが同時にはげしく進行する点においてそれぞれの農業地域は共通しているのであるが、近畿型の各地域は第二段階の進行がとくに激しい第二型の様相を呈しているのに対して、東北型の各地域は第一段階の進行がとくに激しい第一型の様相をしめしている点において相異なるのである。たとえば近畿では60年から65年にかけて専業農家下層が地すべりの第2類型の兼業農家に転化したにもかかわらず、第2類型農家の第4類型農家化あるいは第3類型農家化がそれ以上に激しくおこなわれたため、65年には第2類型農家は農家総数の28%にとどまり、55年の33%に比して減少する結果になったのである。そして65年には専業農家と第1類型農家の合計は農家総数のわずかに15%、第2類型農家は28%、第3類型農家と第4類型農家の堆積はいちじるしくその合計は実に56%に達しているのである。そして、第4類型農家の堆積がいちじるしかったため、60年から65年に至る期間の農家の離農は60年の農家数の8.5%におよんだのである。これに対して、東北では専業農家下層の地すべりの第2類型農家化のほうが、第2類型農家の第4類型農家化あるいは第3類型農家化を上回ってすすんだために、65年には第2類型農家が農家戸数のほぼ30%に達し、55年のほぼ20%をはるかに越えたのであった。その結果、65年には専業農家と第1類型農家の合計は農家戸数の37%、第2類型農家が29%、第3類型農家と第4類型農家もかなり堆積されて、両者の合計は34%になったのである。しかし、なお、専業農家と第1類型農家のほうが第3類型農家と第4類型農家よりやや多いことが留意されねばならない。そしてまた、その場合においてさえ土地持ち賃労働者としての第3類型農家の堆積が近畿に

わが国農業における兼業深化の機構

表15-1 専業農家および類型別兼業農家戸数比の変遷 (単位:%)

	専業農家 (A)	第1類型農家 (B)	第2類型農家 (C)	第3類型農家 (D)	第4類型農家 (E)			(A) + (B)	(C)	(D) + (E)	脱農家率	新設農家率
					計	恒常的勤労者	自営業					
都 昭 府 30 県 35 40	34.5	10.5	27.5	3.2	24.3	12.5	11.8	45.0	27.5	27.5	6.3 8.4	4.7 2.6
	33.7	11.0	23.1	4.9	27.4	16.1	11.3	44.8	23.1	32.3		
	20.5	6.6	30.6	9.6	32.7	22.8	9.9	27.1	30.6	42.3		
東 30 北 35 40	36.3	20.8	20.6	3.8	18.4	8.3	10.1	57.1	20.6	22.2	3.1 5.6	5.3 3.5
	37.4	16.8	19.7	5.9	20.1	10.1	10.0	54.2	19.7	26.0		
	21.3	15.7	29.3	11.9	21.9	13.7	8.2	37.0	29.3	33.8		
関 30 東 35 40	46.5	11.3	19.4	2.3	20.4	10.8	9.6	57.8	19.4	22.7	5.8 6.4	3.5 1.8
	42.8	13.1	17.4	3.1	23.5	14.3	9.2	55.9	17.4	26.6		
	27.4	8.4	29.3	6.0	28.9	20.6	8.3	35.8	29.3	34.9		
北 30 陸 35 40	30.0	16.5	26.0	3.0	24.6	13.1	11.5	46.5	26.0	27.6	3.4 5.7	2.4 1.5
	27.9	17.8	23.3	4.7	26.3	15.8	10.5	45.7	23.3	31.0		
	10.2	14.0	32.7	10.2	33.0	23.4	9.6	24.2	32.7	43.2		
東 30 山 35 40	30.1	9.6	31.1	4.0	25.1	12.5	12.6	39.7	31.1	29.1	5.9 5.9	3.6 1.9
	31.0	9.5	27.7	4.8	26.9	15.7	11.2	40.5	27.7	31.8		
	19.6	2.8	34.4	8.1	35.1	25.4	9.7	22.4	34.4	43.2		
東 30 海 35 40	28.9	8.0	30.5	3.7	29.0	15.0	14.0	36.9	30.5	32.7	8.2	2.3
	25.9	9.5	25.8	5.3	33.5	20.0	13.5	35.4	25.8	38.8		
	13.9	3.2	31.6	9.8	41.4	28.5	12.9	17.1	31.6	51.2		
近 30 畿 35 40	26.5	4.3	33.0	3.6	32.7	17.8	14.9	30.8	33.0	36.3	5.6 8.5	3.7 2.2
	25.3	4.9	27.5	5.2	37.1	23.4	13.7	30.2	27.5	42.3		
	14.0	1.4	28.1	9.1	47.3	33.9	13.4	15.0	28.1	56.4		
中 30 国 35 40	28.0	9.0	33.8	2.6	26.5	14.0	12.5	37.0	33.8	29.1	7.1 10.3	4.5 2.3
	28.3	8.7	26.7	4.6	31.6	19.8	11.8	37.0	26.7	36.2		
	17.6	3.0	32.8	8.9	37.7	28.3	9.4	20.6	32.8	46.6		
四 30 国 35 40	32.0	4.9	33.2	4.4	25.4	12.6	12.8	36.9	33.2	29.8	9.9 10.8	6.3 2.5
	31.6	5.3	29.6	6.6	26.9	14.2	12.7	36.9	29.6	33.5		
	21.4	1.7	33.0	13.3	30.6	20.6	10.0	23.1	33.0	43.9		
九 30 州 35 40	39.1	8.1	28.1	2.4	22.2	11.4	10.8	47.2	28.1	24.6	9.2 12.0	7.2 4.1
	39.7	8.2	22.3	4.7	25.1	14.1	11.0	47.9	22.3	29.8		
	27.6	4.6	29.6	10.8	27.4	18.2	9.2	32.2	29.6	38.7		
北 30 海 35 道 40	42.2	16.5	13.3	3.5	24.5	8.6	15.9	58.7	13.3	28.0	11.8 20.1	8.2 8.5
	50.4	13.0	9.2	5.1	22.2	9.0	13.2	63.4	9.2	27.3		
	50.2	7.4	16.2	8.0	18.2	6.8	11.4	57.6	16.2	26.2		

農林省「1960年世界農林業センサス農家調査報告書」、農林省「1965年農業センサス農家調査報告書・同抽出集計報告書」に依って算出した。

35年の脱農家率は30年の農家数に対するものであり、35年の新設農家率は35年の農家数に対するものである。40年の脱農家率、新設農家率も35年のそれと同様な方法で35年の農家数、あるいは40年の農家数に対して算出したものである。

わが国農業における兼業深化の機構

表15-2 専業農家および類型別兼業農家数の変遷 (単位：戸)

	専業農家	第1類型農家	第2類型農家	第3類型農家	第4類型農家			総計	
					計	恒常的勤労者	自営業		
都府県	30	2,005,635	608,775	1,595,000	182,980	1,413,715	727,775	685,940	5,806,105
	35	1,960,339	641,494	1,342,954	282,464	1,595,745	935,206	660,539	5,822,996
	40	1,118,827	359,380	1,674,351	527,302	1,785,934	1,244,774	541,160	5,465,794
東北	30	276,545	158,680	156,625	29,265	140,195	63,005	77,190	761,310
	35	294,214	132,270	155,088	46,550	157,825	79,047	78,778	785,947
	40	164,124	120,864	225,643	91,992	168,558	105,774	62,784	771,181
関東	30	439,290	106,710	183,115	21,875	192,845	102,010	90,835	943,835
	35	401,556	123,238	163,426	28,893	220,719	133,998	86,721	937,832
	40	242,947	74,352	259,394	52,756	256,311	182,673	73,638	885,760
北陸	30	135,385	74,440	117,430	13,640	110,965	58,970	51,985	451,860
	35	125,100	79,935	104,727	20,972	118,326	71,088	47,238	449,060
	40	43,432	59,802	139,750	43,542	141,316	100,143	41,173	427,842
東山	30	93,575	29,620	96,535	12,510	77,820	38,890	38,930	310,060
	35	95,088	29,145	84,813	15,005	82,301	48,248	34,053	306,352
	40	57,597	8,183	100,904	23,621	103,016	74,547	28,469	293,321
東海	30	192,925	53,080	202,910	24,345	192,990	99,880	93,110	666,250
	35	170,322	62,348	169,977	34,809	220,606	131,291	89,315	658,062
	40	85,456	19,566	193,730	60,305	254,181	174,923	79,258	613,238
近畿	30	163,430	26,375	203,960	22,080	201,810	109,805	92,005	617,655
	35	153,448	29,502	166,901	31,733	225,438	141,835	83,603	607,022
	40	79,056	8,145	158,244	51,127	266,696	190,865	75,831	563,268
中国	30	181,225	58,030	217,620	17,050	170,745	89,995	80,750	644,670
	35	181,428	55,537	171,153	29,697	202,606	126,911	75,695	640,421
	40	103,965	17,827	194,288	52,494	222,928	167,249	55,679	591,502
四国	30	127,735	19,670	132,335	17,720	101,405	50,385	51,020	398,865
	35	123,869	20,707	115,977	26,009	105,315	55,477	49,838	391,877
	40	76,340	6,212	117,766	47,497	109,257	73,699	35,558	357,072
九州	30	395,525	82,170	284,470	24,495	224,940	114,825	110,115	1,011,600
	35	415,314	85,994	233,710	48,796	262,609	147,311	115,298	1,046,423
	40	265,910	44,429	284,632	103,968	263,671	174,901	88,770	962,610
北海道	30	99,875	39,115	31,520	8,240	58,020	20,310	37,710	236,770
	35	117,785	30,289	21,593	12,026	58,941	21,009	30,932	233,634
	40	99,896	14,733	32,199	15,918	36,223	13,604	22,619	198,969

農林省「1960年世界農林業センサス農家調査報告書」、農林省「1965年農業センサス農家調査報告書」に依って算出した。

わが国農業における兼業深化の機構

表16-1 経営耕地規模別

	総数	例外 規定	0.05 } 0.1 ha	0.1 } 0.2 ha	0.2 } 0.3 ha	0.3 } 0.4 ha	0.4 } 0.5 ha	0.5 } 0.6 ha	0.6 } 0.7 ha	0.7 } 0.8 ha	0.8 } 0.9 ha	0.9 } 1.0 ha
昭和30年	100.0	0.18	3.42	9.35	9.07	8.97	8.36	7.98	7.40	6.82	6.11	5.37
都府県	100.0	0.29	3.36	9.38	8.92	8.85	8.15	7.72	7.14	6.62	6.00	5.28
35	100.0	0.29	3.38	9.42	8.95	8.87	8.16	7.73	7.14	6.61	5.99	5.27
40	100.0	0.21	2.56	8.86	9.27	9.09	8.36	7.69	7.10	6.44	5.81	5.20
東	30	100.0	0.24	0.05	5.81	5.91	6.16	5.75	5.88	5.71	5.60	5.48
35	100.0	0.25	—	6.30	6.01	6.26	5.78	5.76	5.45	5.36	5.17	4.89
40	100.0	0.16	—	5.70	6.18	6.50	6.01	5.79	5.56	5.34	5.08	4.97
関	30	100.0	0.16	0.92	7.55	7.05	7.13	6.69	6.54	6.35	6.28	6.10
35	100.0	0.30	0.66	7.53	7.02	7.09	6.53	6.36	6.07	6.08	5.92	5.75
40	100.0	0.22	0.61	7.02	7.37	7.32	6.73	6.38	6.11	5.94	5.72	5.53
北	30	100.0	0.07	1.19	6.23	6.65	7.37	7.56	7.81	7.57	7.09	6.41
35	100.0	0.16	1.22	6.30	6.62	7.37	7.44	7.52	7.18	6.86	6.28	5.64
40	100.0	0.11	0.87	5.53	6.88	7.60	7.79	7.38	7.23	6.57	6.05	5.63
東	30	100.0	0.06	3.59	8.63	9.13	9.45	9.36	9.28	8.61	7.96	6.77
35	100.0	0.08	3.78	8.84	8.90	9.65	9.12	8.87	8.31	7.84	6.94	5.97
40	100.0	0.06	3.24	8.99	9.69	10.00	9.42	8.94	8.41	7.64	6.80	5.82
東	30	100.0	0.14	5.34	10.47	9.98	9.63	8.86	8.36	7.72	7.43	6.83
35	100.0	0.25	4.98	10.34	9.72	9.60	8.73	8.18	7.67	7.21	6.55	5.72
40	100.0	0.25	3.87	10.21	10.60	10.27	9.33	8.46	7.75	7.03	6.20	5.33
近	30	100.0	0.08	5.01	12.26	12.53	12.12	11.12	9.99	8.61	7.17	5.73
35	100.0	0.36	4.91	12.18	12.11	11.87	10.77	9.72	8.48	7.06	5.81	4.52
40	100.0	0.32	3.85	12.21	12.82	12.24	10.91	9.60	8.18	6.75	5.52	4.39
中	30	100.0	0.07	5.25	10.54	10.36	10.12	9.41	8.76	8.42	7.38	6.44
35	100.0	0.29	5.37	10.74	10.20	9.81	9.11	8.52	7.90	7.14	6.47	5.46
40	100.0	0.16	4.21	10.07	10.42	10.05	9.24	8.46	7.74	7.02	6.27	5.50
四	30	100.0	0.09	5.91	12.59	11.82	11.11	10.22	9.59	8.49	7.30	5.98
35	100.0	0.28	5.85	12.38	11.45	10.93	9.94	9.37	8.49	7.35	6.10	4.71
40	100.0	0.22	4.26	11.41	11.32	10.88	9.96	9.24	8.34	7.25	6.17	4.99
九	30	100.0	0.42	4.83	10.79	9.75	9.43	8.53	7.98	7.16	6.62	5.87
(35)	100.0	0.41	5.04	10.72	9.74	9.19	8.25	7.62	6.94	6.36	5.75	5.05
35	100.0	0.41	5.12	10.85	9.87	9.29	8.31	7.65	6.93	6.33	5.70	4.99
40	100.0	0.27	3.74	10.04	10.05	9.34	8.40	7.53	6.86	6.15	5.61	4.96

注：1955年には大島郡十島村、三島村両村を除く奄美群島は含まれていない。

60年の（ ）内の数字は上記十島、三島両村を除く奄美群島の数字を差し引いて可
農林省「1960年世界農林業センサス農家調査報告書」、農林省「1965年農業セン

わが国農業における兼業深化の機構

農家数割合(都府県)

(単位：%)

1.0 } > 1.1 ha	1.1 } > 1.2 ha	1.2 } > 1.3 ha	1.3 } > 1.4 ha	1.4 } > 1.5 ha	1.5 } > 1.6 ha	1.6 } > 1.7 ha	1.7 } > 1.8 ha	1.8 } > 1.9 ha	1.9 } > 2.0 ha	2.0 } > 2.5 ha	2.5 } > 3.0 ha	3.0 } > 5.0 ha	5.0 ha 以上
4.67	3.90	3.29	2.74	2.30	1.92	1.53	1.23	1.00	0.80	2.27	0.82	0.48	0.03
4.67	4.00	3.37	2.82	2.38	2.02	1.63	1.32	1.10	0.88	2.54	0.93	0.59	0.03
4.66	3.99	3.37	2.82	2.37	2.02	1.62	1.32	1.10	0.87	2.53	0.92	0.59	0.03
4.59	3.89	3.39	2.86	2.56	2.12	1.71	1.42	1.20	1.01	2.85	1.08	0.70	0.04
5.01	4.63	4.32	4.04	3.67	3.49	3.04	2.61	2.32	2.05	7.07	3.32	2.54	0.16
4.82	4.56	4.29	3.91	3.57	3.42	3.01	2.69	2.42	2.09	7.35	3.52	2.95	0.16
4.77	4.38	4.16	3.82	3.76	3.30	2.92	2.63	2.38	2.21	7.40	3.63	3.11	0.25
5.67	5.13	4.69	4.12	3.72	3.25	2.60	2.15	1.74	1.34	3.58	0.97	0.40	0.01
5.53	5.14	4.73	4.26	3.75	3.34	2.73	2.25	1.90	1.47	3.97	1.12	0.48	0.01
5.37	4.90	4.59	4.12	3.82	3.33	2.74	2.31	1.97	1.60	4.32	1.34	0.62	0.02
5.34	4.50	3.92	3.62	2.99	2.65	2.30	1.88	1.67	1.33	4.02	1.49	0.56	0.00
5.14	4.62	3.99	3.49	3.10	2.72	2.31	1.94	1.70	1.45	4.46	1.71	0.77	0.00
4.96	4.41	3.97	3.40	3.27	2.77	2.38	2.02	1.79	1.61	4.89	1.94	0.93	0.01
4.93	4.07	3.19	2.34	1.81	1.40	0.90	0.69	0.51	0.38	0.78	0.27	0.05	0.00
5.04	4.06	3.12	2.41	1.87	1.41	1.02	0.73	0.53	0.37	0.86	0.20	0.09	0.00
4.77	3.79	3.05	2.25	1.86	1.36	0.97	0.71	0.55	0.44	0.89	0.21	0.15	0.01
4.85	3.86	2.98	2.21	1.69	1.20	0.82	0.54	0.36	0.29	0.45	0.06	0.02	0.00
4.91	4.00	3.11	2.38	1.84	1.38	1.00	0.72	0.51	0.35	0.67	0.11	0.04	0.00
4.55	3.66	2.99	2.33	1.87	1.43	1.01	0.78	0.57	0.42	0.85	0.16	0.07	0.01
3.41	2.39	1.74	1.24	0.79	0.56	0.32	0.18	0.12	0.09	0.11	0.01	0.00	0.00
3.48	2.63	1.91	1.37	0.97	0.67	0.43	0.28	0.18	0.11	0.15	0.02	0.01	0.00
3.38	2.64	2.02	1.51	1.15	0.82	0.54	0.38	0.25	0.17	0.28	0.05	0.02	0.00
4.43	3.47	2.68	2.02	1.66	1.08	0.73	0.55	0.36	0.24	0.43	0.07	0.02	—
4.57	3.65	2.86	2.17	1.70	1.22	0.86	0.59	0.43	0.29	0.53	0.07	0.04	0.00
4.64	3.72	3.00	2.37	1.94	1.41	1.01	0.78	0.54	0.41	0.81	0.17	0.07	0.00
3.42	2.55	1.70	1.23	0.92	0.61	0.47	0.37	0.26	0.18	0.38	0.08	0.06	0.02
3.63	2.62	1.86	1.34	0.99	0.73	0.55	0.39	0.29	0.21	0.42	0.09	0.03	0.00
4.02	2.91	2.23	1.63	1.29	0.96	0.70	0.52	0.40	0.29	0.70	0.18	0.10	0.01
4.41	3.63	3.14	2.52	2.08	1.65	1.36	1.07	0.85	0.61	1.53	0.45	0.17	0.01
4.45	3.77	3.18	2.63	2.17	1.84	1.46	1.15	0.94	0.72	1.87	0.53	0.22	0.01
4.40	3.72	3.13	2.59	2.14	1.81	1.43	1.13	0.92	0.70	1.83	0.52	0.21	0.01
4.40	3.71	3.26	2.78	2.45	2.06	1.64	1.31	1.11	0.91	2.36	0.73	0.33	0.01

及的に比較の可能をはかったものである。
 サス農家調査報告書」に基づいて算出した。

わが国農業における兼業深化の機構

表16-2 経営耕地規模別農家数割合（北海道）（単位：％）

	総数	例外規定	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	
昭和30年	100.00	0.30	18.98		7.78	12.42		
35	100.00	0.34	12.20	6.78	6.85	5.24	5.53	
40	100.00	0.39	10.83	5.81	6.57	4.79	4.77	
	2.0～2.5ha	2.5～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～7.5ha	7.5～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0～20.0ha	20.0～ha
30	14.22		23.64	11.19	7.12	3.45	0.72	0.18
35	6.85	6.82	24.34	14.05	6.13	4.01	0.73	0.13
40	5.79	6.16	24.21	15.36	7.51	5.99	1.44	0.37

農林省「1960年世界農林業センサス農家調査報告書」、農林省「1965年農業センサス農家調査報告書」により算出した。

くらべて多いことはとくに留意されるべきである。

60年から65年にかけて農業の兼業化において第一段階の進行がとくに激しい第一型の様相をしめた地域としては、その典型である東北のほか、関東・北陸・東山があり、第二型の様相を呈した地域としては、その典型である近畿のほか、中国・四国がある。東海・九州は第一型の様相がやや強いが第二型と明確に区別することもできず、混合型とも称すべきである。北海道はやや第一型的ではあるが、農業の兼業化がきわめて遅れており、兼業の深化をもって農家の離農現象や農民層分化の下降局面を規制する重要な要因とすることのできない特異な地域である。

既述において、われわれは兼業の深化が第一型の様相を呈してすすむときの農家の離農現象よりも、第二型の様相をしめす場合のそのほうがかなり激しいものであることを理論的に明らかにしておいたが、わが国農業における実態はまったくそれに一致するものである。表15がそれを実証している。すなわち、第一型の東北・関東・北陸・東山の農家の離農率にくらべて第二型の近畿・中国・四国のそれはかなり高いのである。九州・北海道における高い離農率は農家の離農の主流が第4類型農家に限られず、専業農家、とくにその下層からの離農がかなり大量であることの結果である。そして、それは北海道においてとくにいちじるしい。東海は第一型的な混合型であるが、60年以降の兼業化がはげしくすすんだ地域であり、第2類型農家の第4類型農家化がいちじるしかったために農家の離農現象がかなり激しかった地域である。

わが国農業における兼業深化の機構

かくして、われわれは、例外が存在するけれども、農家の離農現象の激化の重要な要因の一つとして農業における激しい兼業化の進行をあげざるを得ないのである。

また、われわれは、当面のわが国農業においては兼業深化における第一段階がより激しく進行する第一型の様相が認められる場合には、経営耕地規模 0.7 ha 以下層の堆積が見出され、第二型の様相をしめる場合には 0.5 ha 以下層の堆積が見出されること、したがって、農業における兼業の深化の仕方相違が農民層分化の下降局面における形態に違いをもたらすことを理論的に明らかにしておいたのであるが、現在のわが国農業の実態は確かにそれと一致するものである。表16がそれを実証している。すなわち、兼業深化における第一段階の進行がより激しい第一型の様相をしめた東北・関東・北陸・東山では60年に比して65年には 0.7 ha からほぼ 0.2 ha までの経営耕地規模の零細農家が増加しており、第二型の様相をしめた近畿・中国・四国では 0.5 ha からほぼ 0.2 ha までの層の零細農家が増加しているのである。混合型として把握したが第一型的様相のやや強い東海はここでははっきり第一型の結果をしめして、0.7 ha から 0.2 ha までの零細農家が増加している。混合型の他の一つである九州は専業農家下層からの離農がかなり多いことに影響されて 0.5 ha から 0.2 ha までの零細な農家が増加している。かくして、都府県におけるそれぞれの農業地域ではある経営耕地規模以上層の増加と相まって、1960年から65年の間において、農民層の明らかな両極への分化が生まれてきているのであり、農業における激しい兼業化がその要因の一つである。

北海道は兼業農家の離農のほかにも専業農家の離農もかなり多いので、60年から65年にかけてもなお、離農する流れのほうが中間層の下層へ落層する流れを上回る結果になり、したがって、60年にくらべて65年は 5.0 ha 以上層の一貫した増加に対して 5.0 ha 以下層の一貫した減少が見出されるのである。そしてこのことは府県の農業に比してきわめて特異であるといわざるを得ない。

農民層分化の上昇局面が経営耕地規模においてどの階層からはじまるかは表16がしめすように各農業地域によって異なっており、それはそれぞれの農業地域の再生産構造によって規定されているものである。しかし、それにもかかわらず、それぞれの地域の農民層分解における下降局面は、共通して農業における兼業化の進行によって規定されるところがきわめて大きいのであ

わが国農業における兼業深化の機構

り、兼業化のすすみ方が下降局面の形態を共通して規定するきわめて重要な要因なのであるといわざるを得ない。

V. む す び

かくして、われわれは本稿において、当面のわが国農業の諸問題を解明するきわめて有力な手続きの一つが農業における兼業化の機構を明確にすることであることを明らかにしてきた。すなわち、最近における農家の離農現象の激しさを規定するきわめて重要な要因の一つが農業における激しい兼業化であり、しかもその兼業化のすすみ方が、同時にまた、農民層分化の下降局面の形態を規定している重要な要因の一つであることを論証してきたのである。

もちろん、農業における兼業化は一国の経済における資本主義的蓄積のあり方や程度に規定されるものであった。したがって、われわれは当面のわが国農業における兼業深化の機構を解明するために、わが国農業がわが国における資本主義的蓄積の展開にいかに対応するものであるかという視点を前提にして考察をおこなってきたのである。

しかし、本稿はその目的のわずかに一端を果しているにすぎない。わが国農業における当面の農民層分化（分解）についてはその下降局面にかぎって考察をおこなったにすぎず、中間層と上昇局面については考察がまったくはぶかれているからであり、なによりも、農家の離農の必然性についてすら十分に実証することができなかつたからである。ただ、われわれは農家が離農の可能性を發展せざるを得ないということと離農の必然性に直面することとは次元を異にする問題であることを認識しておかなければならぬであろう。

おそらく、農民層の分解はその本質において使用価値を生産する労働が価値を生産する賃労働に転化することであり、農民層の両極分解そのものはその本質の単なる現象形態にすぎぬであろう。したがって、農民層分解を解明する鍵は使用価値を生産する労働の、価値を生産する賃労働への転化の機構を解明することである。本稿はかかる視点からしても、わずかに問題の一端を提起しうるにすぎない。この視点からの詳細な分析がさらに必要である。

(1967. 8.31)

employee.

The Mechanisms of Part-Time Farming in Japanese Agriculture

Tadayuki SUGIUE

The purpose of this article is to emphasize that one of the most useful means to elucidate the problems in Japanese agriculture is to grasp the mechanisms of the shift from full-time to part-time farming.

Part-time farmers are classified by the degree of the shift, and the process of the change is analyzed in each class. It is shown that one of the most important controlling factors of the increasing tendency to discontinue farming in Japanese agriculture is the rapid shift from full-time to part-time farming. The nature of this shift characterizes the process of transformation of farmers into poorer peasants and laborers.

Metzler's Criticism on Hawtrey in His Inventory Cycle Theory

Osamu MIURA

This essay investigates Metzler's theory on the following three points: (1) *Metzler's criticism on Hawtrey's inventory cycle theory.* (2) *Development of Metzler's own theory.* (3) *General observation of both theories.*

Metzler asserts that Hawtrey's theory is based on the acceptance of Say's law and on the introduction of limiting factors to explain the turning points in business cycles. This criticism of Metzler's should be interpreted as the borderline that divides the modern business cycle theories from the traditional ones.

It can be said that one of Metzler's contributions is that he developed his theory from *Lundberg's dynamic sequences and thus clarified where Hawtrey's theory should be placed in the general theory of business cycles.*

Money as a Means of Economic Control

Masuo ONODERA

J. W. Angell published studies on statistical data of the money